

**今後目指すべき地方財政の姿と  
平成29年度の地方財政への対応についての意見**

平成28年12月14日

**地 方 財 政 審 議 会**



# 今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応 についての意見

はじめに ～活力ある地域社会の実現に向けた課題克服のために～	1
第一 今後目指すべき地方財政の姿	2
1. 目指すべき地域の姿	2
(1) 住民生活の安心・安全の確保	2
(2) 地方創生の推進	3
2. 目指すべき地方財政の姿	4
(1) 持続可能な地方財政基盤の構築	4
(2) 地方財政の健全化	5
第二 平成29年度の地方財政への対応	6
1. 地方一般財源総額の確保等	6
(1) 一般財源総額の確保	6
① 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保	6
② 地方の歳出構造等	6
③ 給与関係経費	8
④ 一般行政経費（単独）等	8
⑤ 公共施設の老朽化対策等	10
(2) 地方財政計画に基づく適切な財源保障の実施等	10
① 地方財政計画の基本的役割	10
② 年度間調整	11
(3) 地方交付税の法定率引上げ等	12
① 地方交付税の機能と法定率引上げ	12
② 交付税特別会計への直接繰り入れ	13
(4) 交付税算定の改革	13
2. 地方創生への対応	15
(1) 地方創生のための一般財源総額の確保等	15

(2) 地域経済の好循環・地域の自立促進	16
3. 社会保障制度改革	17
4. 東日本大震災からの復興等	17
(1) 東日本大震災からの復興	17
(2) 防災・減災対策の推進	18
5. 地方財政の健全化に資する取組等	19
(1) 行政サービス確保のための地方自治体の業務改革	19
① 地方行政サービス改革の推進	19
② 公営企業の経営改革	20
(2) 地方自治体の財政マネジメント強化等	20
① 地方公会計の整備	21
② 地方財政の全面的な「見える化」	21
③ 公共施設等の総合的な管理	22
(3) 地方自治体の財政健全化等	22
① 地方自治体の財政健全化	22
② 地方債資金の確保	22
おわりに ～地方の自主性、自立性尊重を～	23
資料	25

## 今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への 対応についての意見

平成28年12月14日  
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

### はじめに ～活力ある地域社会の実現に向けた課題克服のために～

政府は、長く続いたデフレからの早期脱却と経済再生を図るための施策を強力に推進してきた。その一環として、我が国の経済成長を阻害する根本的な課題である、少子高齢化という構造的課題<sup>1</sup>に正面から立ち向かっている。具体的には、人口減少を克服し、活力ある地域社会の実現を目指す地方創生の取組や、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向けた施策を、力強く展開している。

しかしながら、我が国の人口の現状は、合計特殊出生率で若干の増加が見られたものの、全体の動向としては人口減少に歯止めがかかる状況とはなっておらず、依然として人口減少局面が続いている<sup>2</sup>。

人口減少・少子高齢化がもたらす課題は地域ごとに異なり、その対処も地域の実情に応じて進めることが必要である。このため、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体の役割が極めて重要である。

<sup>1</sup> 65歳以上の高齢者人口と15～64歳人口の比率を見ると、昭和25（1950）年には1人の高齢者に対して12.1人の現役世代（15～64歳の者）がいたのに対して、平成27（2015）年には高齢者1人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇を続け、現役世代の割合は低下し、72（2060）年には、1人の高齢者に対して1.3人の現役世代という比率になる（内閣府「平成28年高齢社会白書」）。

<sup>2</sup> 平成26年に1.42であった合計特殊出生率は平成27年には1.46となり、平成26年に100万3,539人であった年間出生数は平成27年の年間出生数には100万5,656人となっている（厚生労働省「平成27年人口動態統計月報年計（概数）」（平成28年5月23日））ものの、平成27年国勢調査においては、大正9年の開始以来初の人口減少を記録するなど、我が国の人口は減少局面となっている。

平成29年度は、地方自治法が制定されてから70年目となる。これまで、地方自治体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する責務を広く担ってきた。地方自治体が住民の安心と安全を確保し、住民をはじめとする個人や団体と連携・協同することで生み出される活力ある地域社会が、地域経済の再生につながり、日本経済の再生に大きく貢献することが期待される。

地方自治体が、人口減少を克服し、地方創生を実現するとともに、住民生活の安心と安全を確保する役割を適切に果たしていくためには、確固とした地方財政の基盤が不可欠である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

## 第一 今後目指すべき地方財政の姿

### 1. 目指すべき地域の姿

#### (1) 住民生活の安心・安全の確保

目指すべき地域の姿の一つ目の柱は、住民の安心と安全を確保し、住民の満足度を高めて幸せをもたらすことである。

国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料1）。

特に近年では、医療・介護・子育て分野における地方自治体の責任と権限が拡大している。社会保障制度改革については、国と地方が一体となって、施策の充実に取り組んでいる。

これに加え、東日本大震災や熊本地震を教訓とした対策の推進や、多発・多様化する自然災害への備えなど、住民の命や生活を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

さらに、地方自治体間の連携や公共施設等の適正配置の推進のように、人口減少社会における安定的な行政サービス提供のための取組や、公共施設の老朽化対策など、喫緊の課題に積極的に取り組まなければならない状況もある。

地方自治体が安定した行政サービスの提供により多様なセーフティネットを築くことで、家庭と仕事の両立、家族の介護など住民生活の様々な場面における不安が解消され、住民の生活の安心と安全が確保される。それにより、人々が住み慣れた地域で快適に生活を営み、家庭や地域、職場など、多様な場で、誰もが能力を発揮でき、活躍できる社会が実現する。

## （２）地方創生の推進

目指すべき地域の姿の二つ目の柱は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生の推進である。

地方創生の推進に当たっては、地方自治体が様々な施策を有機的に関連づけて総合的に取り組むとともに、自らの地域資源を生かした取組や、地域ごとに異なる課題に対処するための施策が必要となる。

平成28年3月末までに、47都道府県、1,737市区町村で「地方版総合戦略」が策定され、それぞれの地域の実情に基づく本格的な事業展開が始まっている。

地方版総合戦略の策定にあたり、女性の意見、中高生をはじめとする若者の意見が丁寧に聴取されているほか、住民や議会、産業団体や教育機関をはじめとする様々な主体による参画がなされている<sup>3</sup>。住民の参加のもとで地域の将来が議論されるとともに、解決すべき課題

<sup>3</sup> 地方版総合戦略の策定に当たっては、産官学金労言をはじめ多様な関係者の参画を得た検討が行われ、ほぼ全ての地方公共団体が地域住民から意見を聴取し、8割以上の地方公共団体が中高大生を含む若者から意見を聴取している（内閣官房「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定状況」（平成28年4月19日））。

や具体的な対策を共有し、地域の全ての構成員が将来像の実現に取り組む姿は、地方自治そのものである。今年5月の当審議会意見<sup>4</sup>でも述べたとおり、地方創生は日本の活力を維持するために、取り組むべき我が国の重要課題である。

我が国の人口は、平成27年国勢調査において大正9年の開始以来初の減少を記録するなど減少局面にあるとともに、東京圏が継続して転入超過の状況にある中、大阪圏、名古屋圏が転出超過を記録しており、東京一極集中の傾向が進んでいる<sup>5</sup>。

人口減少の克服のように構造的な課題の解決のためには、長い時間が必要となる。このため、地方創生の推進に当たっては、国において、こうした取組を息長く支援していくことが必要である。

また、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図る制度的な基盤として、引き続き地方分権改革を進めていくべきである。

## 2. 目指すべき地方財政の姿

### (1) 持続可能な地方財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するために、地方自治体が住民生活に身近な行政サービスを安定的に提供することが必要である。さらに、人口減少がもたらす地域社会の課題や、住民が生活を送る中で抱える不安を解消するため、住民のニーズに照らして効果的・効率的な事業を選択し、創意と責任により主体的に課題解決に取り組むことが重要である。

こうした地域の実情に基づく行政サービスを安定的に提供するためには、地方の財政基盤が持続可能なものでなければならない。このため、地方自治体が実施すべき行政サービスに必要な歳出総額を確保し、かつ、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する

<sup>4</sup> 地方財政審議会「地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見」（平成28年5月13日）

<sup>5</sup> 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、大阪圏や名古屋圏が3年連続の転出超過を記録する中で、11万9,000人の転入超過（20年連続）を記録（総務省「住民基本台帳人口移動報告平成27年結果」（平成28年1月29日））。平成27年の東京圏の人口は3,612万6,000人となり、全人口の4分の1以上が集中している（平成27年国勢調査）。

必要がある。

政府は、平成29年4月に予定されていた消費税率（国・地方）の引上げを2年半延期したが、社会保障の充実とその財源の確保の重要性に変わりはない。社会保障分野において重要な役割を果たしている地方自治体に必要な財源を確保していかなければならない。あわせて、一億総活躍社会の実現に向けても、地方自治体の役割を踏まえ、必要な財源を確保していかなければならない。

地方の一般財源総額を確保するには、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。その上で、偏在性の小さい地方税体系を構築してもなお、税源の偏在は残ることから、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮される必要がある。

## （２）地方財政の健全化

持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。地方の債務残高は約200兆円規模で高原状態となっている（資料2）。

地方財政の本来の姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。経済の先行きによっては、財源不足が拡大する懸念はあるものの、特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高の計画的な引下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、地域経済の活性化や雇用の創出等により、地方税収等の増加を図ることが求められる。また、歳出面においては、歳出の重点化・効率化に取り組むことが求められる。

加えて、住民の議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会

に理解しやすい形での確に把握・公表することが重要である。そのための環境整備として、地方行財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。

## 第二 平成29年度の地方財政への対応

### 1. 地方一般財源総額の確保等

#### (1) 一般財源総額の確保

##### ①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に供給していくためには、歳出の重点化・効率化を実施する中で、人口減少・少子高齢化への対応など、増大する行政需要に対して必要な歳出総額を適切に確保することが必要である。特に、国と地方が一体となって進める社会保障の充実、地方創生や一億総活躍社会の実現のための事業費及びその財源は、確実に確保すべきである。さらに、喫緊の課題である防災対策・老朽化対策等の事業費及びその財源についても、重点的に確保すべきである。

また、安定的な行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営が確保されなければならない。このため、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきである。

##### ②地方の歳出構造等

###### (地方の歳出構造)

地方財政計画における近年の歳出は、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいで推移してきた(資料3)。

しかしながら、その内容を見ると、国の制度に基づく社会保障関係経費が増加しており、その増加分を、給与関係経費や投資的経費（単独）の減で吸収してきた。このため、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取組も求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難となってきた。

地方歳出の大半は、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教職員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）、国庫補助関連事業である（資料4）。地方の歳出の抜本的な見直しを行うためには、国の制度の見直しを行わなければならない。

### （国と地方の財政の違い）

国と地方の基礎的財政収支の動向の比較や、地方の基金残高が増加していることを挙げつつ、各年度の地方財政計画を通じた財源移転の適正規模について、より一層の精査が必要との議論<sup>6</sup>がある。

そもそも、地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有していないことから、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適當である。地方は、小さな町村も含め1,788のそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。

地方は赤字地方債の発行権限が限定されていることから、税収が上振れた場合には、将来の財政需要に備え基金への積み立てを行うなどの対応を行ってきた。また、収支均衡を図るためには、歳出を削減せざるを得ない。こうした個々の地方自治体における計画的な財政運営への備えや、住民合意のもとでの歳出抑制努力の結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比べて良くなっているものである。

また、地方交付税を含む国から地方への財源移転（中間支出）の見直しは、国・地方を通じた基礎的財政収支に影響を与えるものではない（資料5）。このため、財政収支及び債務残高に係る国と地方の財政状況の比較をもとに、国から地方への財源移転の水準のあり方を論

<sup>6</sup> 平成29年度予算の編成等に関する建議（平成28年11月17日財政制度等審議会）33ページ

じること、国の負担を地方にしわ寄せするものに過ぎない。これは、国・地方を通じる真の財政健全化の道を放棄し、今後の国・地方の相互理解に基づく財政健全化の取組に影響を及ぼすものである。既に述べたとおり、地方は国と異なり歳出全体の伸びを抑制しており、国より財政収支等が良好なのは、地方の努力によるものである。地方の努力による財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いるような考え方は、地方が改革を進める意欲を削ぐことになりかねず、適当ではない。

### ③給与関係経費

地方公務員の数、ピーク時の平成6年度の328万人と比較して、大幅な減となっている（資料6）。一方、地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障等の対人サービスを担っている。これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められることを考えると、これまでと同じように地方公務員数を減らすことは限界にきている。

### ④一般行政経費（単独）等

#### （一般行政経費）

一般行政経費（単独）は、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費である。地方単独事業は、国の制度に基づいて実施されるもののほか、国庫補助事業を補完し、地域の実情に応じたきめ細かなセーフティネットとして、住民の幸せ、安心・安全の確保に貢献している。例えば、高齢者の増加や世帯構成の変化等により、社会的な支援へのニーズが増加するなど、人口減少・少子高齢化により地域社会に生じる課題に対応するため、地方単独事業の重要性はますます高まっている。

一般行政経費（単独）は、決算等の実態を踏まえつつ、地方自治体の自主性を尊重して、枠として計上されており、現行の計上方法は今後も継続すべきである。

### （歳出特別枠）

リーマンショック後の緊急対策として、地方財政計画に歳出特別枠が計上されている。歳出特別枠については、近年、地方創生や公共施設の老朽化対策等に必要な歳出を別途確保した上で、平時モードへの切替えを進める観点から、経済再生に合わせて、段階的に縮小されてきたところである。

平成29年度以降の歳出特別枠の取扱いについては、平成28年度地方財政対策における総務・財務両大臣覚書において、経済財政の進展を踏まえ、両大臣が協議して定めるものとされている。

これに基づき、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。その際、地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもほぼ横ばいで推移しており、これまで対応してきたように、喫緊の課題等に対応するための経費を別途確保することにより、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要がある。

### （事業の実績・成果の検証）

一般行政経費（単独）や歳出特別枠等の枠計上された経費について、その具体的内容や実績等が明らかではないとの議論<sup>7</sup>がある。これらの経費は、それぞれの地方自治体において、住民のニーズに基づき効果的・効率的な事業を選択し、主体的に地域課題の解決を行うためのものとして、枠として計上されている<sup>8</sup>。国が一義的にその実績や効果を判断することは、地方自治体の自主性・自立性を損なうものである。それぞれの地方自治体が、住民に対する説明責任を果たすとともに、その実績や効果について、地方議会等において十分な検証が行われることが適当である。

<sup>7</sup> 平成29年度予算の編成等に関する建議33・34ページ

<sup>8</sup> 平成25年度決算より、一般行政経費（単独）に相当する各都道府県・市区町村の歳出額を、民生費・商工費などの目的別で総務省ホームページで公表している。

## ⑤公共施設の老朽化対策等

頻発する災害への備えや人口減少社会における長期的な視点を踏まえ、厳しい財政状況の中で必要な住民サービスを安定的に提供していくため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が求められている。そうした事業に必要な財源として、平成28年度地方財政計画では、公共施設等の最適化や老朽化対策を進めるための事業費が増額されたところである。

さらに、公共施設に係る財政負担の軽減・平準化の有力な手段である長寿命化対策の推進や、長期的なまちづくりの視点に基づく施設の立地適正化、熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保等の必要性が高まっている。平成29年度においては、これらの課題に対処するための事業費及び財源を拡充し、地方自治体の取組を支援すべきである。

### (2) 地方財政計画に基づく適切な財源保障の実施等

#### ①地方財政計画の基本的役割等

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理、社会資本整備など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を通じて提供している。多くの行政分野で国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けているからである。

法令によって義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、行政サービスの担い手である地方自治体に財源を保障することが不可欠である。

このため、地方財政計画において、標準的な水準における地方財政

の歳入・歳出の状況<sup>9</sup>を把握することを通じ、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている。

地方財政計画に、現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、国が地方自治体の標準的行政を保障するために策定するものである以上、今後においても、客観的に推測される標準的な水準における地方自治体の歳入歳出総額を適切に見込むことが必要である。決算額をそのまま基礎として地方財政計画を策定することは適当ではなく、計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にあることに留意すべき<sup>10</sup>である。

## ②年度間調整

### （財源の年度間調整）

上述のとおり、地方財政計画は、地方自治体の標準的な行政サービスを保障するために作成する歳入歳出総額の見込額に関するものである。したがって、地方自治体の現実の財政運営とは異なるものであるため、決算額に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。

地方財政計画に計上された歳入歳出項目について、決算を踏まえて精算を行うべきとの議論があるが、地方財政は、国の財政のように単一の財政ではなく、規模、内容ともに異なる1,788の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、そのおかれている経済的、社会的諸条件が異なることから、財源の年度間の調整は、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

### （税収上振れ分の精算）

さらに、地方税収が決算で上振れした場合に後年度の地方財政計画

<sup>9</sup> 次に掲げるような項目は地方財政計画には計上されていない。

・歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税  
・歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

<sup>10</sup> 財政制度等審議会に提出された平成25年度の財務省の試算においては、計画額が決算額よりも0.6兆円程度過大であるとされている。また、総務省においても地方財政計画の歳出規模と決算額を比較しているが、近年では、決算額が計画額を1兆円程度上回っていると試算している。

において精算を求める議論<sup>11</sup>がある。

地方税収等の決算額と計画額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるが、中長期的には過大・過少は概ね相殺されている（資料7）。また、地方税収の見積もりは国税の見積もりや経済見通しを基礎としており、これらを的確に行うことが地方税収の的確な見積もりに直結するものと考えらる。

地方税収が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体における税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

### （3）地方交付税の法定率引上げ等

#### ①地方交付税の機能と法定率引上げ

我が国では、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障している。また、この財源保障によって地域間の財源の不均衡を是正する、財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方交付税が、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするためには、その総額を確保することが必要となる。

近年、地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じている。しかしながら、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方団体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げではなく、国と地方とが折半して補填する、いわゆる折半ルールにより対処されてきた。

地方の借入金残高が約200兆円規模で高原状態となっていることは既に述べたとおりである。

従来、地方の財源不足に対しては、交付税及び譲与税配付金特別会

<sup>11</sup> 平成29年度予算の編成等に関する建議 33 ページ

計（交付税特別会計）における借入金により対応し、その償還金を国と地方で折半して負担してきたが、国と地方の責任の明確化・借り入れの透明化の観点から、平成13年度より、国の特例加算及び地方の臨時財政対策債の発行により対処してきている。

以来、臨時財政対策債の発行残高が増加し、地方財政の健全化の観点から課題となっている。地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、これまで当審議会が繰り返し指摘してきたように、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債の発行を抑制すべきである。

また、特例債の発行に頼らない財務体質の強化に向けて、歳入面においては、地域経済の活性化や雇用の創出等により地方税収等の増加を図るとともに、歳出面においては、メリハリをつけた歳出の重点化・効率化に取り組むことが重要である。

## ②交付税特別会計への直接繰り入れ

地方交付税の原資である国税4税の法定率分<sup>12</sup>は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税4税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

### （4）交付税算定の改革

#### （トッパー方式）

地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられている経費や、国の補助事業に基づく経費であり、地方が標準的な行政サービスを行うためには、国として適切に財源保障することが不可欠である。今後と

---

<sup>12</sup> 交付税原資は、国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

も、行政サービスの安定的な提供により、住民生活の安心・安全を確保するため、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮される必要がある。

その上で、地方が工夫可能な歳出については、クラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗に合わせて、業務改革を実施している地方自治体の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組(トップランナー方式)が進められている<sup>13</sup>。

トップランナー方式の導入に当たっては、まずは、業務改革の取組の推進があり、その上で、地方交付税法の趣旨に沿って、業務改革の推進の状況を踏まえて、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべきである。

こうした考え方に立って、今後も、業務改革が多くの団体で取り組まれており、その経費が合理的かつ妥当な水準における標準的な経費と考えられる業務については、トップランナー方式を導入することが可能と考えられる。

一方、業務の性格として、これまでトップランナー方式として導入された定型的業務と異なり、教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有しており、民間委託等の業務改革が進んでいないものについては、トップランナー方式を導入するのは適当ではない。

トップランナー方式による効果(基準財政需要額の減少額)が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論<sup>14</sup>があるが、地方財政計画の歳出においては、業務改革等の進捗に伴い、一定の歳出効率化効果が見込まれ減となる経費がある一方で、社会保障関係費の自然増等のように増となる経費もある。

業務改革の努力をして行政コストを下げれば、その分地方財源が減少するということになれば、むしろ業務改革へのインセンティブは阻害されることは、当審議会が繰り返し指摘してきたとおりである。

---

<sup>13</sup> 経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)に沿って、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方自治体の業務改革のうち、23業務を検討対象とし、平成28年度はそのうち16業務について導入を開始。残る7業務については、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入することとされている。

<sup>14</sup> 平成29年度予算の編成等に関する建議 36ページ

## （まち・ひと・しごと創生事業費の算定）

また、まち・ひと・しごと創生事業費<sup>15</sup>については、地方交付税において、地方自治体が自主的・主体的に地方創生に取り組むための財政需要を算定している。まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定が来年度で3年目を迎える中で、出産・子育てや経済・雇用等に関して、一部成果も生じつつあり、今後は、地方創生の取組を一層促進するため、「取組の必要度」に応じた算定から、「取組の成果」に応じた算定へ段階的にシフトすることが望ましい。

その際、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる、条件不利地域等の地域の実情を十分踏まえて算定を行うことが必要である。

また、東京一極集中に歯止めがかかっていない現状等を踏まえると、地方創生の成果が全般的に生じるには更に一定の期間が必要であると考えられる。このため、一度に大規模なシフトを行うのではなく、期間において成果の実現具合を検証するなど、丁寧に進めていくべきである<sup>16</sup>。

あわせて、地域の元気創造事業費<sup>17</sup>については、各地方自治体が、長期にわたり行革努力により生み出した財源を活用した地域活性化に取り組んできたことにより、その成果が現れつつあることを踏まえ、「行革努力」に応じた算定から、「地域経済活性化の成果」に応じた算定へシフトすることを検討すべきである。

## 2. 地方創生への対応

### （1）地方創生のための一般財源総額の確保等

---

<sup>15</sup> 地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設。地方交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」（人口増減率、転入者人口比率等について数値が悪い団体の需要額を割増し）及び「取組の成果」（人口増減率、転入者人口比率等について全国の伸率と比較して成果をあげている団体の需要額を割増し）を反映。

<sup>16</sup> 経済・財政再生計画改革工程表において、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討することとされており、「地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等」に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間（平成28年度～平成30年度）の後は、5割以上とすることを目指すこととされている。

<sup>17</sup> 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するため、人口を基本とした上で、「行革努力」及び「地域経済活性化の成果」を反映。

地方創生は、国と地方が適切に役割分担を行った上で、地方が自主的・主体的に取り組むべきものである。少子高齢化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なることから、その課題の解決については、実情に応じ地域自らの創意と責任で推進されることが重要である。

これまでに述べたように、地方自治体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするため、平成27年度及び平成28年度においては、「まち・ひと・しごと創生事業費」が地方財政計画の歳出に計上された。

地方が抱える構造的な課題の解決には長期間を要するため、平成29年度以降も引き続き、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、現行の1兆円規模を維持し、地方創生の取組を息長く支援すべきである。

## （２）地域経済の好循環・地域の自立促進

地域の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開している。こうした創意工夫を力強く推進<sup>18</sup>することにより、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大が期待される。

また、地域活性化のためには、経済の活性化に向けた取組に加え、地域の連携を支援し、自立的な地域経営を確立するとともに、地域の担い手となる人材の確保に向けた取組を行うことが必要である<sup>19</sup>。

---

<sup>18</sup> 雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」や、地域の総力を挙げて、地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等に加え、地域への「ひと・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」を展開することで、「地域経済好循環推進プロジェクト」が推進されている。

<sup>19</sup> 「集約とネットワーク」の考え方に基づいた「連携中枢都市圏」及び「定住自立圏」や過疎地域等における「集落ネットワーク圏」の形成の推進や「地域おこし協力隊」の拡充や「移住・交流情報ガーデン」の活用、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施などが行われている。

### 3. 社会保障制度改革

子育てや介護など社会保障サービスの多くは、住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今後も、国と地方が信頼関係を保ち、互いに協力しながら推進していくことが重要である。

消費税率（国・地方）の10%への引上げについては、平成31年10月まで2年半延期されたが、保育・介護の受け皿整備などは予定どおり実施するとされている。これらをはじめとした社会保障の充実施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すべきである。

このうち、国民健康保険制度については、平成30年度からの新制度<sup>20</sup>の施行に向け、地方自治体において、準備が本格化してきている。新制度へ円滑に移行できるよう制度や運用の詳細について、地方と十分に協議を行う必要がある。また、社会保障の充実財源を捻出するために財政支援の拡充を圧縮するとの議論があるが、国民健康保険の財政基盤の強化は、都道府県が財政運営の責任を担うための前提条件である。必要な財政支援が行われるよう、地方の意見を丁寧に聞きながら適切に対応することが重要である。

さらに、保育や介護の担い手を確保することは地方にとっても喫緊の課題である。保育士や介護人材の処遇改善など、一億総活躍社会の実現に向けた施策の実施に当たっては、地方が着実に取組を進められるよう、地方負担分も含めた安定財源を確保することが必要である。

### 4. 東日本大震災からの復興等

#### （1）東日本大震災からの復興

東日本大震災から5年が経過し、復旧・復興事業の進展が見られる

---

<sup>20</sup> 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険制度の運営に中心的な役割を担うとともに、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなる。

が、依然として復旧・復興には莫大な費用を要している。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障のないよう、復興推進会議決定に基づき、通常収支とは別枠で管理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

## （２）防災・減災対策の推進

平成２３年７月に東日本大震災復興対策本部で決定された基本方針<sup>21</sup>に、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」が掲げられたことを踏まえ、平成２３年度に緊急防災・減災事業債が創設された。先に挙げた施策が早期に実施されるよう、実施期間を設定した上で、手厚い財政措置が講じられたことから、地方自治体が防災・減災対策を推進するための重要な財源となってきた。

こうした財政措置が講じられたことにより、文教施設（学校・体育館）の耐震率は高い水準まで向上する<sup>22</sup>など、取組が進んだ分野がある。その一方で、災害時の拠点となる災害対策本部を設置する庁舎の耐震率は低い水準にとどまる<sup>23</sup>など、地方自治体の防災・減災対策は、未だ十分とは言えない状況にある。

平成２８年度も、熊本地震をはじめ、北海道・東北での台風など大規模災害の頻発により大きな被害が生じる中で、防災・減災対策の重要性が再認識されていることも踏まえ、地方自治体が引き続き、防災・減災対策を推進するための財源を確保するとともに、国は地方自治体への地方財政措置を講じるべきである。

住民の命と生活を守ることは、地方自治体の最も基本的な責務である。地方自治体は、必要な事業を先延ばしすることなく、早急に取り組むべきである。

<sup>21</sup> 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 23 日）

<sup>22</sup> 文教施設（学校・体育館）の耐震率：94.6%（消防庁調べ）

<sup>23</sup> 災害対策本部を設置する庁舎の耐震率：68.4%（消防庁調べ）

## 5. 地方財政の健全化に資する取組等

### (1) 行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

これまで地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきた。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少・少子高齢化、公共施設の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制の確保が不可欠である。行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進も求められる。

#### ①地方行政サービス改革の推進

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては、積極的な業務改革の推進<sup>24</sup>に努めることが必要である。

こうした観点から、国においては、各地方自治体のこれらの取組状況について、「見える化」及び比較可能な形での公表に取り組んでいるところである。今後、継続して毎年度フォローアップを行い、業務改革を推進するに当たっての課題や課題への対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じて行政効率を「見える化」していくことが重要である。しかしながら、「見える化」する指標をどのように設定するかについては、今年5月の当審議会意見<sup>25</sup>でも述べたように、様々な観点から十分な検討が必要である。

<sup>24</sup> 定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、窓口の手續コストの最適化、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、PPP/PFIの推進など

<sup>25</sup> 5月意見において「「見える化」する指標をどのように設定するかについては、様々な観点から十分な検討が必要である。例えば、窓口業務に係る住民1人あたりコストを指標として設定することについては、人口の規模や繁忙期の流出入など社会動態、業務処理に用いるシステムの仕様、配置職員の雇用形態等の各種要因によって大きな影響を受けることに留意すべき」としている。

## ②公営企業の経営改革

地方公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が人口減少等により一層厳しさを増す中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、それぞれの公営企業による経営環境の変化に応じた事業の意義等を検証し、抜本的な改革の検討と経営戦略<sup>26</sup>及び新公立病院改革プラン<sup>27</sup>の早期策定・公表・実行を、いわば車の両輪として推進すべきである。

事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討の推進に当たり、特に、上下水道事業については、増大する更新需要に適切に対応するため、経営基盤の強化、経営効率化等に資する広域化等や PPP/PFI を含む更なる民間活用を推進すべきである。広域化等については、事業統合、施設の共同化、管理の共同化などの多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形での着手に向けて検討が進められるよう、国が必要な支援を行うべきである。病院事業については、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化等の更なる経営改革の取組を推進すべきである。

経営戦略等の早期策定・実行の推進に当たっては、投資水準の見直しや必要な財源確保、効率化・経営健全化の取組方針を明らかにし、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上が図られるよう推進すべきである。

### (2) 地方自治体の財政マネジメント強化等

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化

---

<sup>26</sup> 総務省は、「経営戦略の策定推進について」(平成 28 年 1 月 26 日)において、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を平成 32 年度までに策定することを地方公共団体に要請している。

<sup>27</sup> 総務省は、「新公立病院改革ガイドライン」(平成 27 年 3 月 31 日)において、病院事業を実施する地方公共団体に対し、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定し、更なる経営改革に取り組むよう要請している。

することは、地方財政の健全化につながる。地域で真に必要な行政サービスの効果的・効率的な提供手法を住民が選択できるように、国が環境を整備し、各地方自治体の取組を通じて、歳出の効率化を図ることが求められる。

### ①地方公会計の整備

地方自治体の財政状況について、現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報、ストック情報を「見える化」し、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示を進めていくことが重要である。

このため、全ての地方自治体において、統一的な基準による財務書類等を作成・公表する必要がある。国は、地方自治体において平成29年度中に統一的な基準による財務書類等が整備され、予算編成等への活用が図られるよう、地方自治体の事務負担や財政負担の軽減のために必要な措置を引き続き講じるとともに、必要な体制の構築を図っていく必要がある。

### ②地方財政の全面的な「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の全面的な「見える化」を図る必要がある。

このため、住民一人当たりコストについて、自団体における経年比較や類似団体との比較が可能な形で、性質別・目的別での網羅的な「見える化」に取り組むとともに、公共施設等の老朽化の程度を示す指標（有形固定資産減価償却率）や固定資産台帳に記載された土地情報、各地方自治体が策定した公共施設等総合管理計画の内容等のストック情報についても、地方自治体の理解を得ながら、「見える化」を図るべきである。

### ③公共施設等の総合的な管理

公共施設等の総合的かつ計画的な管理(公共施設マネジメント)は、喫緊の課題である。平成28年度中にほとんどの地方自治体で公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定である。今後、各地方自治体が住民・議会等の理解を得ながら、個別施設計画の策定や公共施設等の最適な配置等の取組を進めていくことが重要である。

#### (3) 地方自治体の財政健全化等

##### ①地方自治体の財政健全化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正(平成28年3月)により、地方自治体から第三セクター等に対する反復かつ継続的な短期貸付金や公有地信託については、平成28年度決算から将来負担比率に算入されることとなった。各地方自治体は、新制度に基づき、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対する説明責任を果たしていく必要がある。特に、反復かつ継続的な短期貸付金について、国は地方自治体に対し必要な見直しを行っていくよう要請すべきである。

##### ②地方債資金の確保等

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期かつ低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方

自治体の共同調達機関である、地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

## おわりに～地方の自主性、自立性尊重を～

憲法と同日に施行された地方自治法は、戦後の地方自治のあり方を包括的に定めた「基本法」の性格を有している。地方自治にかかわる多くの先人が、憲法と地方自治法をよりどころに、住民生活の向上と地域の発展に向けてたゆまぬ努力を続けてきた。

第一次地方分権改革を契機に、そうした努力の成果も取り込んで地方自治法は大幅に改正された。この中で、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」とし、国と地方自治体の間で「適切に役割を分担」することが明記された。さらに、地方にかかわる制度の制定や政策の実施に当たっては、地方自治体の「自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」ことを規定している。

地方自治体は、人口減少を克服しようと、さらには住民生活の安心と安全を確保しようと、地方創生などに懸命に取り組んでいる。その際の裏付けとなるのが、確固とした財政基盤にあることは言うまでもない。必要な歳出総額と一般財源総額は、安定的に確保されていなければならない。同時に、貧困・格差対策や地震、台風など災害への備えを含む、喫緊の課題に対応するための財源も、しっかり確保されていることが必要である。

既に詳細に述べたように、地方自治体は行政サービスの大半を担っている。住民生活と地域の活動に不可欠な行政サービス提供の任務を十分発揮できるように、自らの意思と判断に基づく自主性と、自らの力で運営できる基盤が確立している自立性が、最大限確保されていることが必要である。

日本列島の多様な気候風土や地理的・歴史的的特性などを背景に、住民生活や地域の活動には大きな差異がある。必要とされる住民のニー

ズや課題も、地域的に異なるところに特徴がある。地方自治体は、それぞれ地域の実情に適切に対応しようと創意工夫を重ねている。そうした取り組みに対する効果を国が一義的に判断することが、地方自治法の規定にそぐわないのは明らかだろう。

それぞれの地方自治体が、住民に対する説明責任を果たすとともに、その実績や効果は地方議会で十分検証されることが適当である。国から地方への財源移転に当たっては、地域の自主性、自立性が最大限尊重される仕組みが求められている。そのためにも、確実な財源保障を行うことと合わせ、地方税財政を中心とした地方分権を一層推進することが必要である。

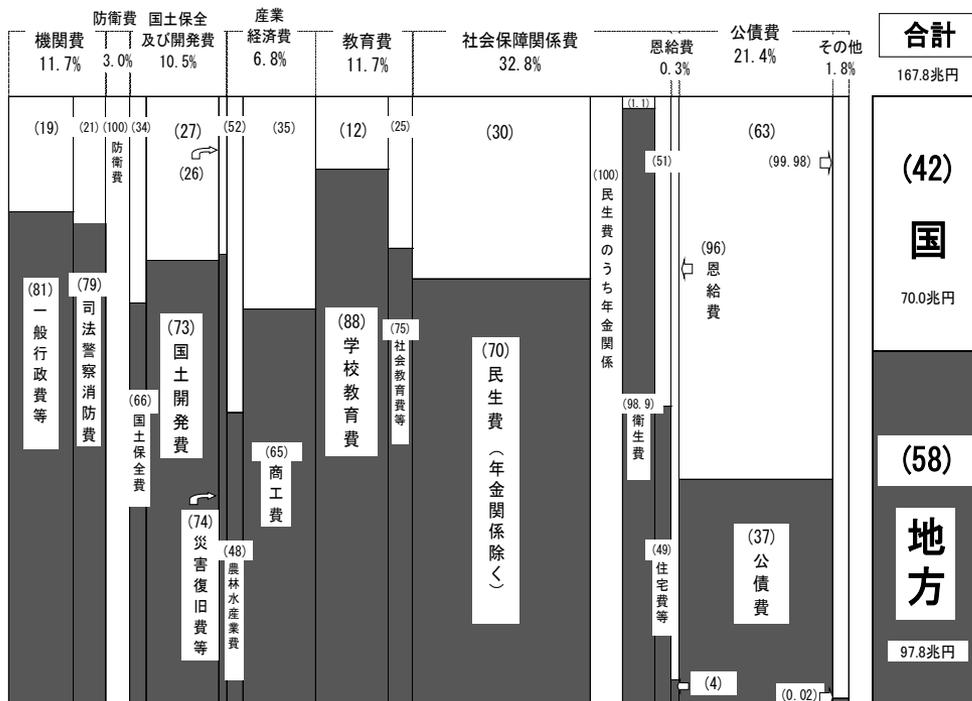
活気のある地域を津々浦々に広げていく。息の長い取り組みに期待したい。

# 地方財政の果たす役割

資料1

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成26年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

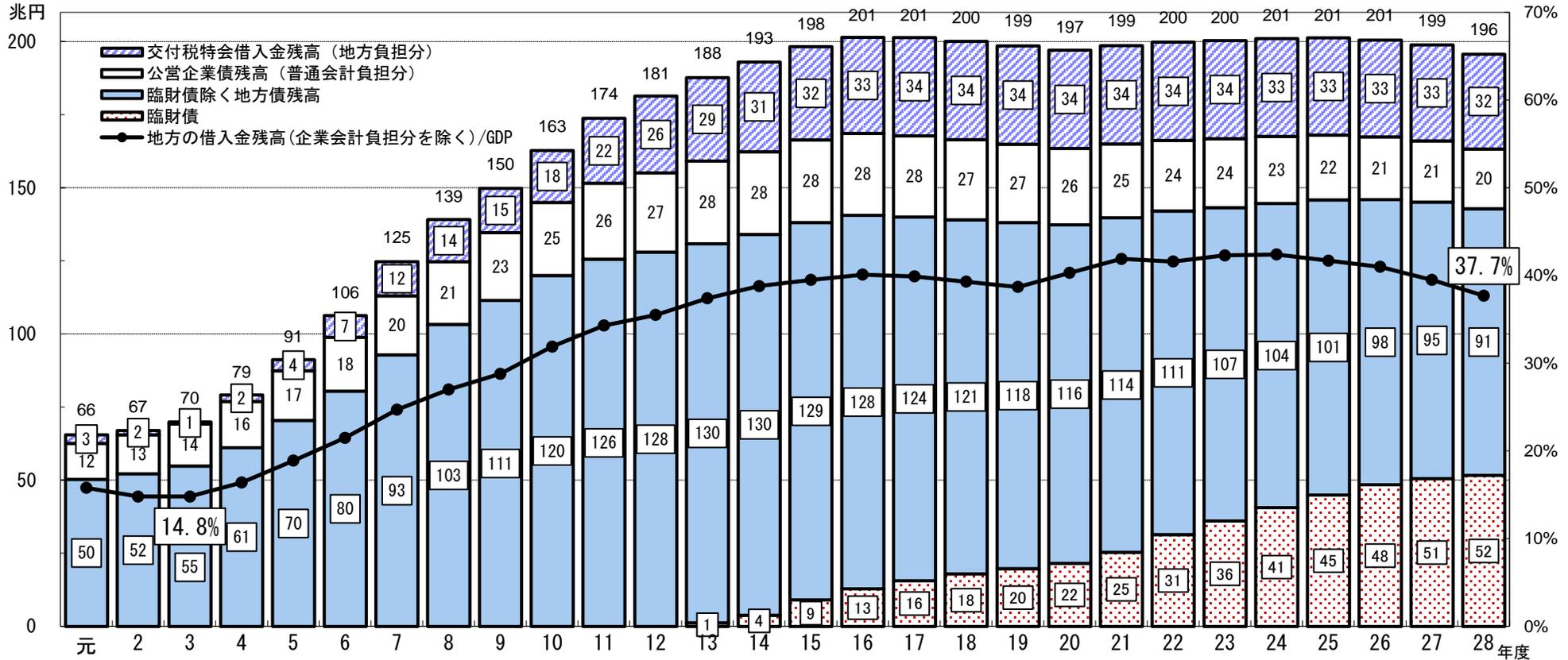
分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合  
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

# 地方財政の借入金残高の状況

資料2

○ 地方財政は、28年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。

※3 表示未满是四捨五入をしている。

## (参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

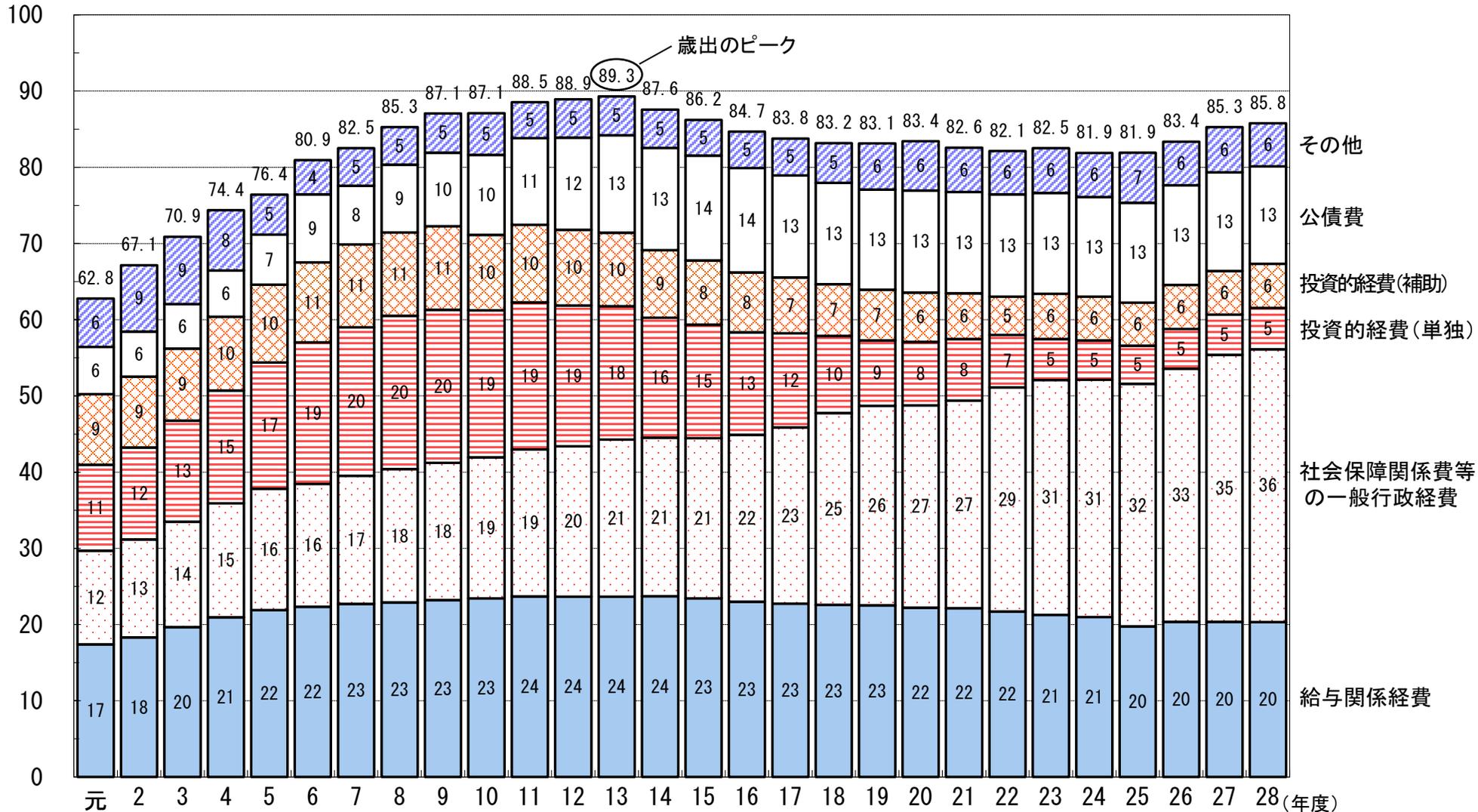
年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24

# 地方財政計画の歳出の推移

資料3

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費等の一般行政経費が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

(兆円)



# 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

資料4

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画（平成28年度）【85兆7,593億円】 (単位:億円)

		国費	地方費	その他
給与関係経費 203,274	補助 56,464	15,543	40,921	
	地方単独 146,810	地方費	50,498	
		地方費		96,312
		地方費		
一般行政経費 357,931	補助 190,004	85,289	104,715	
	地方単独 140,374	国の事業団等への出資金等	1,821	
		地方費		138,553
	国保・後期高齢者 15,053	地方費		
	まち・ひと・しごと 創生事業費 10,000	地方費		
	重点課題対応分 2,500	地方費		
	地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 4,450	地方費		
直轄事業負担金 5.1%	投資的経費 57,705	直轄事業負担金	5,677	
		国費	26,343	
	地方単独 54,341	地方費	25,685	
補助 46.4%	112,046	国費		
		地方費		
単独 48.5%	128,051	国費		
		地方費		
公債費	128,051			
公営企業操出金 25,143	25,143	企業債の元利償還に係るもの	15,905	
		上記以外	9,238	
その他	26,698			

小中学校教職員等  
 地方警察官 21,150  
 消防職員 12,240  
 高校教職員 17,108  
 ケースワーカー、  
 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等

地方公務員約238万人のうち約77%は  
 国が定員に関する基準を幅広く定めて  
 いる教育・警察・消防・福祉関係職員  
 ※ 公営企業等会計部門職員除く

生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、  
 後期高齢者医療、障害者自立支援 等

一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応  
 予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道  
 路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私  
 学助成、戸籍・住民基本台帳 など

都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、  
 国保財政安定化支援事業

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、  
 公立高校など

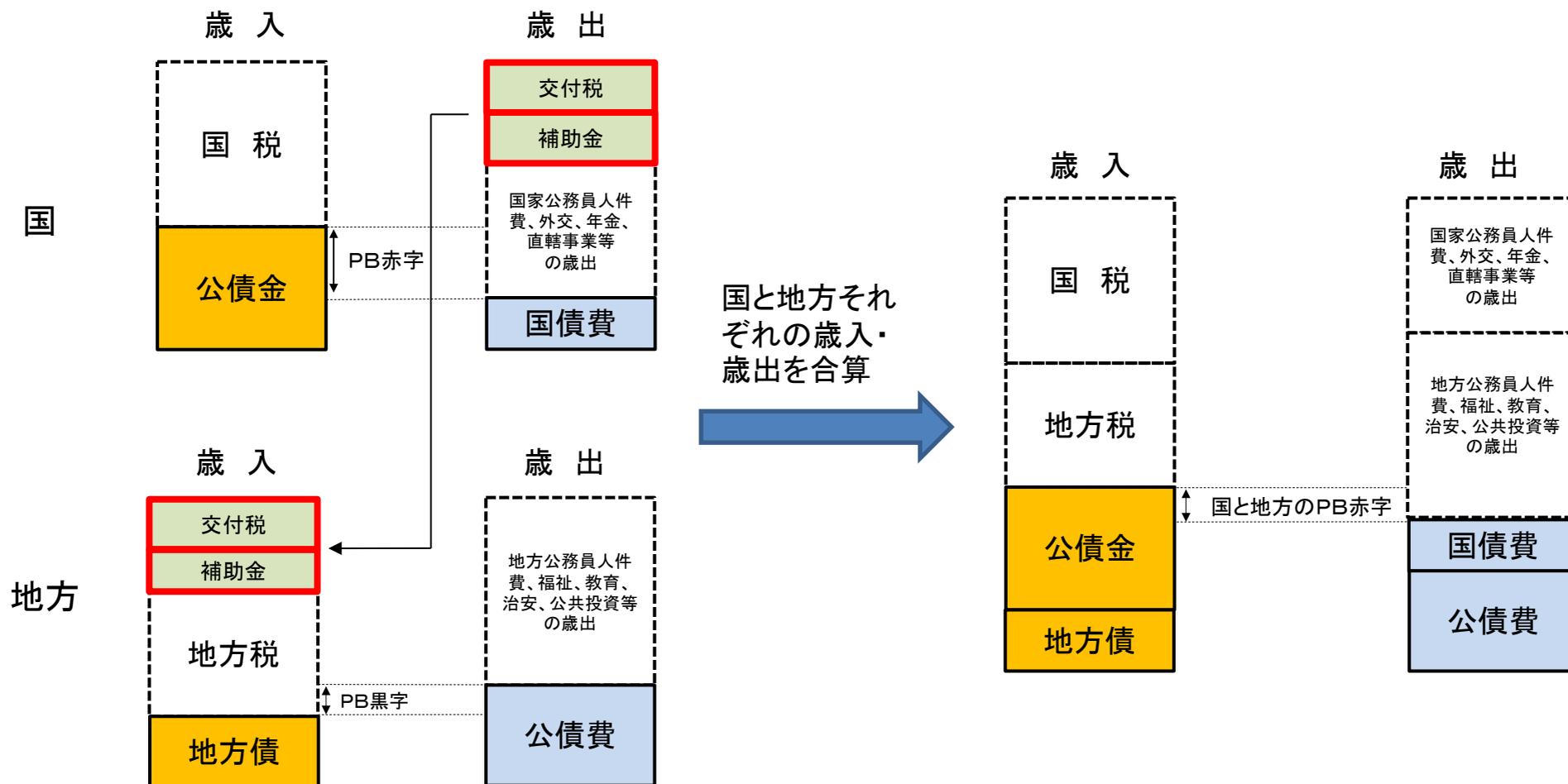
(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、  
 道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や  
 補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する  
 事業も含まれる。

上下水道、病院(高度医療等)等

# プライマリーバランスについて

資料5

- 財政健全化目標は、2020年度(平成32年度)における国と地方を通じたプライマリーバランスの黒字化。
- 地方交付税や補助金は、国から地方への財源移転(中間支出)であることから、それぞれ国における歳出と地方における歳入は相殺され、国と地方を通じたプライマリーバランスに影響を与えない。



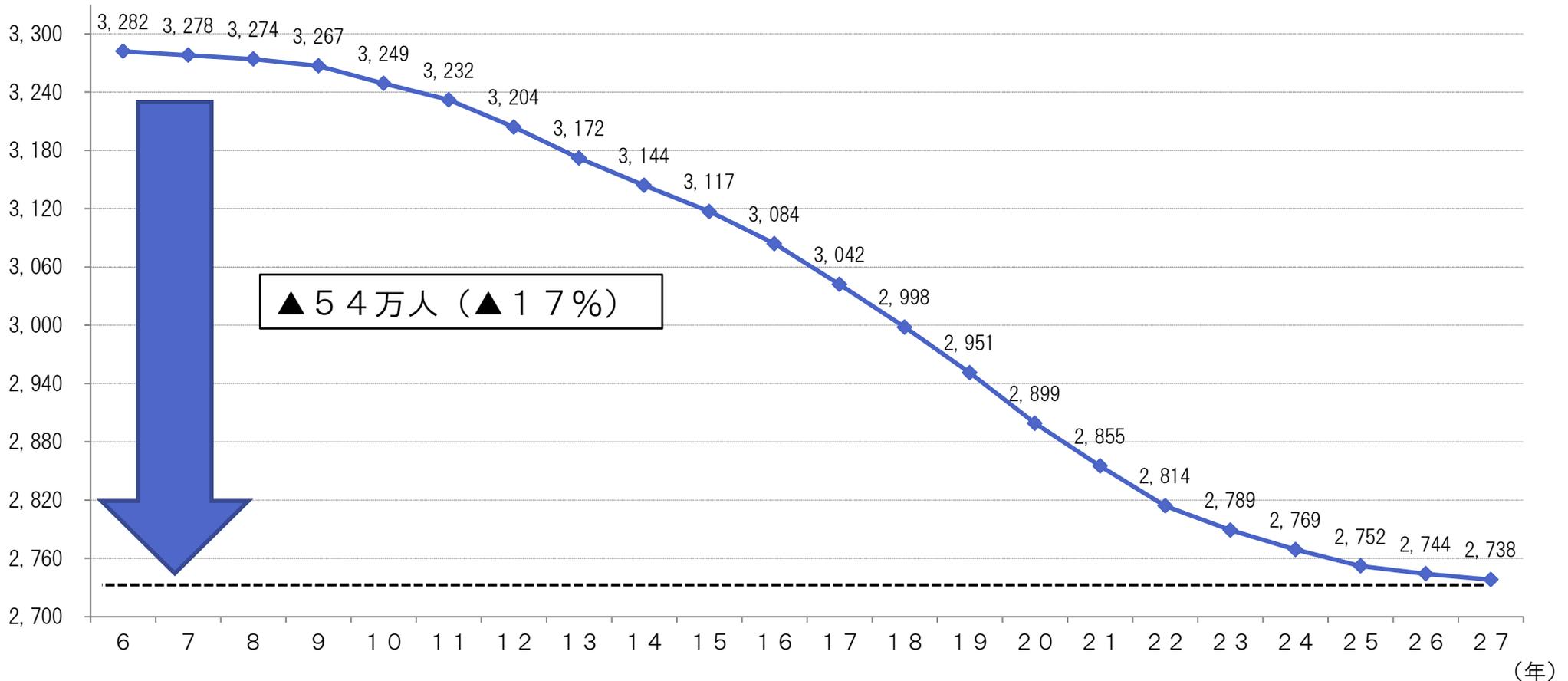
# 地方公務員の総職員数の推移

資料6

- 平成27年の総職員数は、約274万人。  
平成6年をピークとして21年連続して減少。対平成6年比で約▲54万人（▲17%）
- 近年、職員数の減少率は鈍化傾向。

(単位：千人)

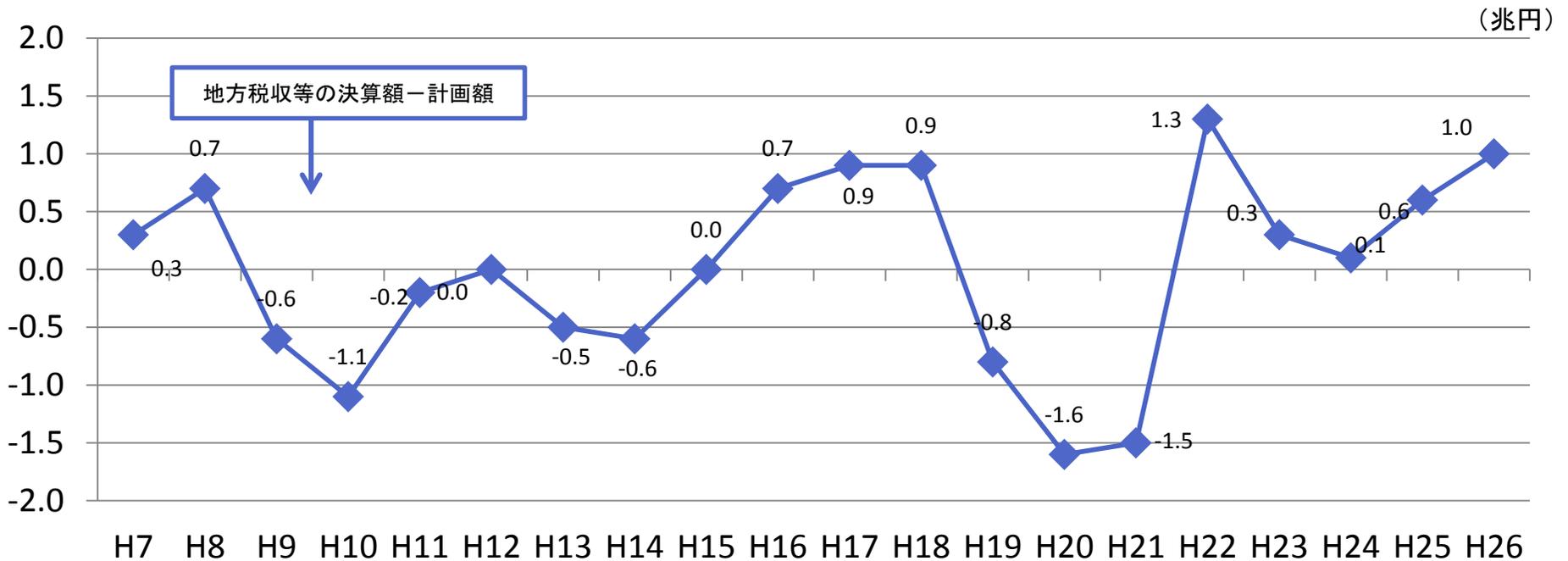
地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～平成27年）



# 地方税(決算－計画)の推移

資料7

- 各年度における地方税収の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



地方税収の決算額－計画額	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H7 ～ H26 計
	0.3	0.7	-0.6	-1.1	-0.2	0.0	-0.5	0.6	0.0	0.7	0.9	0.9	-0.8	-1.6	-1.5	1.3	0.3	0.1	0.6	1.0	1.1

(平均)500億円／年